

委託調査研究における中間報告書（概要）案・諸外国（韓国）における 身分関係登録制度等について

1 委託調査・研究における中間報告書（概要）案

現在、受託事業者による、戸籍事務へのマイナンバー制度導入のためのシステムの在り方に係る調査・研究等（以下「委託調査・研究」という。）が行われている。今般、受託事業者から、中間報告書（概要）案の提示があった。

中間報告書（概要）案の内容は、おおむね以下のとおりである。

なお、中間報告書（概要）案は、飽くまでも受託事業者が行った委託調査・研究についての中間的な報告であり、また、確定したものではなく、現時点での中間報告書案である。

第1 はじめに

委託調査・研究の目的について記載がされている。

第2 戸籍事務に係る現状把握のための調査

1 戸籍情報の利用実態等に係る調査

（1）戸籍証明書の利用目的に係る調査

戸籍証明書の提出を要する手続を洗い出し、戸籍情報に対するニーズ等を把握するために、戸籍証明書の交付請求書の内容等から、戸籍証明書の利用目的について調査した。その結果の概要及び考えられる課題等が記載されている。

（2）戸籍証明書の提出を求める行政機関へのヒアリング調査

各行政手続における戸籍証明書の利用の在り方を検討するために、戸籍証明書の提出を求めている行政機関において確認する事項等についてヒアリング調査した。その結果の概要及び考えられる課題等が記載されている。

2 戸籍事務の処理方法等に係る調査

戸籍事務における課題を把握し、今後の戸籍事務の在り方を検討するために、市区町村及び法務局における戸籍事務処理の実施状況について調査した。本調査結果については、現在分析中である。

3 戸籍情報システムの実態に係る調査

戸籍情報保持形態の検討に当たり、適切なコスト比較を行うための基礎情報として、現状の各市区町村の戸籍情報システムのコストについて調査

した。本調査結果については、現在分析中であるが、その結果の概要（速報ベース）と現時点で考えられる課題等が記載されている。

4 戸籍情報の態様等に係る調査

複数の戸籍情報に記録されている個人を統合するために、技術的に統合可能な範囲及び費用対効果の観点から合理的な方法等について検討を行うため、戸籍副本データ管理センターのデータを基に、現状の戸籍情報の内容を調査した。その結果の概要（速報ベース）及び考えられる課題等が記載されている。

5 戸籍記録文字に係る調査

戸籍に登録されている文字の統一的な整理を検討するために、現状の市区町村の文字の取扱い状況の調査を行っている。

第3 戸籍事務へのマイナンバー制度導入に係る研究

想定される戸籍情報保持形態として3つの形態を設定した上で、比較評価の観点と要求水準を設定して検討を行っている。戸籍情報保持形態に関するシステムワーキンググループでの議論の概要及びこれまでに明らかになった論点等が記載されている。

第4 システムの在り方の方向性

第3の研究を踏まえ、想定される戸籍情報保持形態を、比較評価の観点ごとに期待される要求水準の達成度で比較し、受託者として、現時点で最適と考えられる戸籍情報保持形態について記載されている。

第5 平成28年度の本調査・研究に向けて

本年度判明した課題を整理し、来年度に検討すべきテーマについて整理を行っている。

なお、マイナンバー連携を利用して、情報照会に応じた情報提供を戸籍情報システムから行う場合、現在の住民基本台帳ネットワークシステム、情報提供ネットワークシステムでは、マイナンバーのほか、氏名、生年月日、性別、住所のいわゆる4情報については、住民基本台帳ネットワークシステムから取得することとされており、いわゆる4情報については、情報提供ネットワークシステムを通じてやりとりをしないこととされている（番号法別表第二の第四欄の特定個人情報に、いわゆる4情報を掲げているものはない。）。

そうすると、情報照会者がどのような情報を求めるかによるが、戸籍情報のよ

うな機微な個人情報について、番号法別表第二の第四欄に掲げ、情報提供ネットワークシステムを通じてやりとりをすることについて、制度上及びシステム上可能か、検討する必要があると考えられるが、どうか。

2 韓国における身分関係登録制度等について

本研究会での指摘等も踏まえ、委託調査・研究においては、現在、諸外国における身分関係登録制度等に関する調査も行っているところであるが、その中で、我が国の戸籍制度と類似する身分関係登録制度を有し、その後、現在の家族関係登録制度が導入されている韓国について、先行して調査が行われたところである。

3 戸籍の氏名についてのいわゆる振り仮名について

現在、氏及び名の読み方、いわゆる振り仮名については、戸籍法上根拠がないため、戸籍に記載する取扱いとはなっていない。

他方、利便性の観点から、戸籍の氏名に振り仮名を記載することについて、一部から要望があるところである。

そこで、本研究会においても、戸籍の氏名に振り仮名を記載することについて、検討を行うこととするが、現時点では、戸籍に振り仮名を記載することについては、以下のような問題があると考えられる。

すなわち、仮に振り仮名を戸籍に記載とした場合には、その振り仮名も戸籍の記載事項となるのであるから、仮に変更、訂正をするのであれば戸籍訂正（法第113条以下）あるいは、振り仮名も含めて氏及び名とすれば氏名の変更（法第107条、第107条の2）の規律に服することとなり、家庭裁判所での審判が必要となることが考えられる。

また、氏名の漢字と振り仮名との関連性の問題がある。

仮に、届出人が当該漢字の音、訓又は字義に全く関係のない振り仮名を届け出た場合に、漢字との関連性を考慮せず、届出のと通りの振り仮名を戸籍という公簿に記載することとすると、漢字とその読み方を公の機関が公認したものと考えられることになりかねず、問題があると思われる（子の名に用いることができる文字が人名用漢字と常用漢字であることを踏まえ、両者の関係を考慮すると、国語行政に影響を及ぼす問題となりかねない。）（注1）。

一方、氏名の漢字と振り仮名との間に関連があるか否かについて、戸籍窓口で

審査をすることとする場合には、その判断は、非常に困難であると思われる（その結果、窓口である市区町村において相当の混乱が予想される。）。

さらに、戸籍の記載事項を新たに増やすこととなることから、戸籍にどのように振り仮名を記載するかという問題もある。

全ての戸籍に一律に振り仮名を付すこととする場合には、全国民に対して郵送等により自己の氏名の振り仮名を届け出てもらふ必要があり、国民の負担が大きい上に、市区町村の作業量が膨大となり、大きな混乱が生ずることが想定され、およそ現実的でないと考えられる。一方、出生届等の届出がされた段階で、順次、氏名の振り仮名を戸籍に記載していくことも考えられるが、この場合も、同じ氏である親子や兄弟が、それぞれ別の届出において、異なる振り仮名を届け出る可能性があるため、その都度、事件本人の親族が在籍する戸籍に記載された氏名の振り仮名を確認する等、届書の受否を判断する上で審査が必要となり、大きな混乱が生ずることが考えられる。

また、そもそも、親子や兄弟の氏について、異なる振り仮名で別々に届出がされた場合、実質的審査権を有しない市区町村において、どちらが正しいかを判断することは極めて困難である。

一方、全く審査（確認）をしないまま受理し、届書に記載されたとおり戸籍に記載した場合、連続する戸籍間に不整合が生じることとなり、その結果、戸籍訂正がされるまでの間、正確でない情報が公示され続けるという問題が生じる。

現在では戸籍に氏名の振り仮名を記載する取扱いとはなっていないことから、新たに戸籍に振り仮名を記載する取扱いとするためには、少なくとも上記の問題を解決する必要があるところ、これらの問題の解決は非常に困難であり、戸籍実務上及び一般国民の社会生活上混乱を生じさせることになるものと考えられる。このように、氏名の読み方を公証することにつき、一定のニーズがあることは認められるものの、戸籍に振り仮名を記載する取扱いとすることは上記のとおり問題が多く、困難であると考えるが、どうか。

（注1）戸籍上の名の傍訓について

過去に戸籍に名の傍訓を記載することを認めていたことがある。もっとも、当該傍訓が名に用いた文字の音若しくは訓又は字義に全く関連を有しないときには、受理すべきではないとされていた（昭和56年7月17日付け民二第3742号民事局長通達）。この扱いは、名に使用される漢字が制限され、難解な漢字が使用されることがなくなったこと、名の傍訓の戸籍記載の申出がほとんどなかったことから平成6年1

1月16日付け民二第7005号民事局長通達によって廃止された経緯がある。

なお、現在、戸籍届書については、事件本人の氏名に「よみかた」欄が設けられている。この趣旨は、本来、氏名のよみかたは、上記本文の記載のとおり、戸籍に記載される事項ではないが、出生届の記入の注意欄にみられるように、もっぱら住民票の処理のために用いられているものであり、また、当該事件の処理に際して届出人を呼称するのに必要であること、戸籍事務のコンピュータ化に伴い磁気データとして管理される戸籍を検索する項目とできるように設けられているものである。したがって、戸籍届書の「よみかた」欄は戸籍に記載される情報ではなく、届出の際の審査の対象ではない。